

写

平成 23 年 12 月 21 日

美幌町長 土 谷 耕 治 様

美幌町自治推進委員会
会 長 菅 野 隆 秋

美幌町住民投票条例（素案）について（答申）

平成 23 年 11 月 4 日付けで諮問のあった美幌町住民投票条例（素案）について、美幌町自治推進委員会において、慎重に審議を重ね意見をまとめたので、別紙のとおり答申します。

審議に当たっては、条文に係る論点を中心に、住民の意思を町政に十分反映させることができる制度設計となっているか、また、当該制度を運用していくに当たっての留意点等について細部にわたり議論を行いました。

なお、答申に当たり主要な意見を付しますので、これらの意見を尊重され、地域の将来を左右する政策の決定に民意を反映させる有効な制度となるよう運用し、地方自治の成熟が促されるよう切に願います。

〔美幌町自治推進委員会委員〕

会 長 菅野 隆秋
副会長 早田 真二
委 員 稲垣 淳一
委 員 井上 裕子
委 員 大野 江二
委 員 清野 俊介
委 員 西島 美智子
委 員 平田 美木男
委 員 宮田 博行
委 員 元木 まゆみ

付帯意見

- 一 当該制度が、真に町民の意思が町政に反映されるよう、適正な運用に努めること。
- 一 住民投票の実施については、事務の効率化、運用の工夫等により、最小の経費で最大の効果を挙げることを念頭において進めること。
- 一 本条例制定前後において、パンフレット等による広報活動及び町民に対する説明会等を開催し、条例制定の意義やその内容について分かりやすく説明すること。
- 一 当該条例の意味内容が町民に正しく認識されるよう、平易で分かりやすい解説書を作成すること。

答申書

(1) 住民投票の対象となる事項

対象となる事項の規定方法について、除外規定の第5号「前各号に掲げるもののほか住民投票に付することが適当でないと認められる事項」の取扱いについては執行者である町長の裁量が大きくなるため、その決定においては、町民の意見を聴くなど適正な運用が必要である。

(2) 請求資格者及び投票資格者

町民主体の自治という視点から多くの住民の意見を聴くことが必要である。この制度は住民から意見を聴きそれを町政に反映していくという制度であり、素案のとおり一定期間本町で居住している外国人からも意見を求めるべきと考える。また、外国人の登録方法についても、素案のとおり登録制とすべきと考えるが、その運用に当たっては、十分な周知により、登録の機会を逸し、投票できないという事態を招くことのないよう取扱いには十分注意が必要である。

(3) 住民投票の形式

複数の選択肢を認める場合の判断基準を明確にすることは難しいこと、また、十分な議論が行われた後に実施されるべき制度であることから素案のとおり、賛成、反対の二者択一とすべきである。

(4) 住民投票と選挙の投票日が重なった場合

通常選挙と同日に実施することは、選挙運動と投票運動の区別がつきにくく、混乱が生じる可能性がことから、この制度の透明性の確保と住民の混乱を避けるため、素案のとおり選挙とは別に実施すべきである。

(5) 情報の提供

情報の提供について、行政が行うのが適当であると考え。しかし、その方法について、住民が公平な情報を得て判断できるよう中立性の保持に十分留意が必要である。また、討論会等により賛成派、反対派の双方が均等に意見を述べられる場を設ける必要があることから、施行に当たっては運用規定等にそれらを明文化すべきである。

(6) 住民投票運動

素案のとおり、罰則規定は必要ないと考え。行きすぎた投票運動が起こることも懸念されることから、条文のみの注意喚起にとどまらず、運用に当たっては、より具体的な例示による注意喚起を行うことが必要である。

(7) 投票資格者名簿の作成

事務量及び経費の増加を考慮し、素案のとおりその都度作成とすべきと考えるが、その人数については、随時住民が把握できるよう、広報等により公表しておく必要がある。

(8) 投票の方法

分かりやすさという視点は、受け止め側により変わるものであるため、憲法改正国民投票法の投票用紙に準ずるものとし、選択肢3の「記載された賛成、反対の文字を丸で囲む方法」とし、その際、賛成、反対の文字にふりがなを振るべきである。

(9) 投票の成立要件

成立要件を設けることによりボイコット運動が起こる可能性があること、また、投票率も含めた投票結果全体を考慮して尊重義務を果たすべきと考えることから、素案のとおり成立要件は設けるべきではない。

(10) 再請求等の制限期間

素案のとおり、再請求等の制限期間の2年は妥当である。